

平成 24 年度 8020 公募研究報告書抄録

研究課題：歯科を併設しないがん診療連携拠点病院の口腔機能管理を向上させる

研究者名：岸本裕充・門井謙典

所 属：兵庫医科大学歯科口腔外科学講座

平成23年8月に「歯科口腔保健の推進に関する法律（略称：歯科口腔保健法）」が施行、平成24年4月の診療報酬改定で「周術期の口腔機能管理」が新設、さらに平成24年6月には「がん対策推進基本計画」が5年ぶりに改訂され、口腔と全身との関わり、その中でもがん患者に対するチーム医療のひとつとしての口腔管理に関心が高まっており、「がん対策基本法」に基づき、全国どこでも質の高いがん医療を提供できるよう「がん診療連携拠点病院」の整備がすすめられており、平成24年4月1日現在で397施設が指定を受けている。

当院のように歯科を併設している施設の場合は、オーラルマネジメントの概念に基づいた口腔機能管理や、歯科専門職を含むチーム医療に積極的に取り組むことは可能である。しかし、がん診療連携拠点病院の中には歯科を併設していない施設もあり、そのような施設での口腔機能管理の実践は容易ではないことが推量され、これはがん医療の均てん化という目標にもなじまない。そこで今回我々は、歯科を併設していないがん診療連携拠点病院における口腔機能管理の現状を把握することを目的にアンケート調査を実施した。

アンケート調査票を回収できた 58 施設のうち、歯科標榜を有するのは 15 施設、歯科標榜を有さず歯科医師が在籍していたのは 5 施設であり、それらを除外した 38 施設（65.5%）には歯科医師が在籍していなかったため、その 38 施設を「歯科医師の在籍しないがん診療連携拠点病院」として解析の対象とした。調査の結果、ほぼ全ての施設で入院患者の歯・口腔トラブルは発生しており、具体的には、義歯関連（義歯作成、義歯破損など）や歯痛が多く、医師での対応は困難で、歯科医師でなくては診察できない内容も多く目立つ結果となった。一部では近隣との歯科診療所との連携が構築されていたが、全般として連携が十分とはいえない状況である。

「周術期口腔機能管理」については、積極的に制度運用ができている施設はごく少数で、「十分に理解していて運用が望ましいができていない」施設か「何となく知っているが詳細は理解していない」施設に、大きく二分された結果となった。その理由としては、医師の関心不足や地域の歯科診療所との連携に困難があり、今後は、歯科医療従事者だけでなく医師や看護師への口腔機能管理の必要性、保険制度運用に向けた啓蒙活動も積極的に行っていく必要がある。

歯科医師の在籍していないがん診療連携拠点病院では、新たに歯科医師を雇用するよりも、より現実的な対応として歯科衛生士のみを雇用するか、もしくは、往診を中心とした地域の歯科診療所との連携強化に期待する声が多い印象であった。歯科からの積極的なアプローチも必要とされ、近隣の歯科診療所それぞれが、がん診療連携拠点病院と個別に連携を構築するのではなく、地域の歯科医師会や病院歯科等を含めた大きな枠組みとして、連携の構築が求められている。